

## ギブアップ制度要綱

2021年9月21日現在  
株式会社東京商品取引所

項 目	内 容	備 考
I 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資家が複数の取引参加者に先物取引（現物先物取引及び現金決済先物取引。以下同じ。）を委託している場合、各取引参加者との間で決済関連業務（先物取引に係る金銭の授受及び証拠金の預託又は返戻をいう。以下同じ。）を行うこととなり、機関投資家等の事務負担は非常に大きい。</li> <li>・ 当社は、このような状況に鑑み、先物取引に関してギブアップ制度を導入することによって、投資家の決済関連業務に係る事務コスト及び証拠金所要額を軽減し、もって、当社先物取引の利便性の向上を図ることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ギブアップ制度は、世界の主要先物取引所等において採用されている。</li> </ul>
II 定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ギブアップとは、注文執行取引参加者が、テイクアップを条件として、ギブアップ取引に係る清算及び決済を清算執行取引参加者に行わせることをいう。</li> <li>・ テイクアップとは、清算執行取引参加者が注文執行取引参加者からのギブアップを引き受けることをいう。</li> <li>・ 注文執行取引参加者とは、ギブアップ取引に係る清算及び決済を他の取引参加者に行わせようとする場合に、当社にギブアップ申告（Ⅲ 3 (3)に定めるギブアップ申告をいう。）を行う取引参加者をいう。</li> <li>・ 清算執行取引参加者とは、ギブアップ取引に係る清算及び決済を行う取引参加者をいう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ギブアップのイメージ図については、資料1参照</li> <li>・ 清算執行取引参加者のテイクアップを条件に、当社と注文執行取引参加者との間の取引が消滅し、同一内容の取引が当社と清算執行取引参加者との間で発生する。これに伴い、委託者の委託のうち決済に係るものについては、委託者と注文執行取引参加者との間の委託関係が消滅し、同一内容の委託関係が委託者と清算執行取引参加者との</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>Ⅲ 制度の仕組み</p> <p>1 ギブアップの対象等</p> <p>2 ギブアップ契約の締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ギブアップ取引とは、ギブアップに係る先物・オプション取引をいう。</li> <li>• ギブアップの対象とすることができる取引は、先物取引（過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。）とする。</li> <li>• 注文執行取引参加者が委託者からギブアップ取引を受託しようとする場合には、委託者が注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者（委託者が清算執行取引参加者として指定する取引参加者をいう。以下同じ。）それぞれに先物取引口座を開設しており、かつ、注文執行取引参加者、委託者及び指定清算執行取引参加者の3者が、あらかじめ、ギブアップ取引に係る手数料に関する当事者間の授受の方法及びギブアップが成立しなかった場合における取扱いに関する事項を定めた契約（以下「ギブアップ契約」という。）を締結していなければならないものとする。</li> <li>• 注文執行取引参加者又は清算執行取引参加者が、取次者から、申込者の委託の取次ぎに基づくギブアップ取引又はギブアップ取引に係る決済の委託を受けた場合においては、取次者又は申込者、注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者との間のギブアップ契約の締結は必要でない。ただし、申込者、</li> </ul>	<p>間で成立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 注文執行取引参加者の委託者として当該注文執行取引参加者に先物取引口座を開設している取引参加者が、自社システムの障害等のため自社から発注できない場合に、当該注文執行取引参加者に取引を委託して成立させた取引について、自社を清算執行取引参加者としてギブアップすることができる。</li> <li>• 契約書（和文）のひな形を提供。</li> <li>• 米国先物取引業協会（FIA：Futures Industry Association）が作成したひな形を使用してもよい。</li> <li>• 資料2参照</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>3 ギブアップの方法等</p> <p>(1) 委託者によるギブアップ取引の委託の際の指示</p> <p>(2) 事前承諾がある場合における委託者のギブアップに係る指示</p>	<p>ギブアップ取引に係る取次者（当該申込者が、注文執行取引参加者に対して、直接、ギブアップ取引を委託した場合は、当該注文執行取引参加者）及びギブアップ取引の決済に係る取次者（当該申込者が、清算執行取引参加者に対して、直接、ギブアップ取引に係る決済を委託した場合は、当該清算執行取引参加者）との間でのギブアップ契約の締結は必要とする。</p> <p>注1：「取次者」とは、取引参加者に対するギブアップ取引又はギブアップ取引に係る決済の委託の取次ぎを引き受けた者をいう。</p> <p>注2：「申込者」とは、ギブアップ取引又はギブアップ取引に係る決済の委託の取次ぎを申し込んだ者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託者がギブアップ取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対して、先物取引の委託に必要な指示事項（対象銘柄、数量等）のほか、当該取引がギブアップに係る取引である旨及び清算執行取引参加者の社名を指示するものとする。</li> <li>委託者は、注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者の承諾をあらかじめ得ている場合には、ギブアップ取引が成立した取引日の終了する日の午後4時45分までの当該注文執行取引参加者が指定する時間までに、その旨、当該指定清算執行取引参加者の社名及び委託者確認番号の指示を行うことができるものとする。</li> <li>委託者は、注文執行取引参加者と間で(1)の指示に係る時限について同意がある場合には、当該時限までに、(1)に係る事項を注文執行参加者に指示するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託者</li> <li>注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者の承諾をあらかじめ得ている場合、委託者のギブアップに係る指示は、ギブアップ取引の委託の都度でなくてよい。</li> <li>夜間取引（夜間立会及び立会外取引）の開始時から翌営業日の日中取引（翌営業日の日中立会及び立会外取引）の終了時までの1サイクルを「計算区域」とする。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(3) 注文執行取引参加者のギブアップ申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 注文執行取引参加者は、ギブアップ取引が成立した場合には、その成立した取引日の終了する日の午後 5 時 30 分までに、次の①及び②の事項を当社に申告（当該申告を以下「ギブアップ申告」という。）するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該ギブアップ取引に係る指定清算執行取引参加者の社名</li> <li>② 当該ギブアップ取引の内容（銘柄名、売付け又は買付けの別、数量、約定値段及び取引成立時間委託者をいう。以下同じ。）</li> </ul> </li> <li>・ 注文執行取引参加者は、呼値を行うときにあらかじめギブアップ申告を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ギブアップ申告は、清算システムにより行うものとし（呼値時からあらかじめギブアップ申告を行う場合を除く。）、ギブアップ取引成立の一定時間経過後から行うことができる。</li> <li>・ 当月限の売買約定のギブアップ申告は、当月限納会日（現金決済先物取引にあっては取引最終日）の翌営業日の午後 4 時 45 分までに行うものとする。</li> </ul>
(4) 指定清算執行取引参加者へのギブアップに係る通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、注文執行取引参加者からギブアップ申告を受けた場合には、当該ギブアップ申告に基づき、次の a から c までの事項を指定清算執行取引参加者に速やかに通知し、指定清算執行取引参加者は直ちにその内容を確認するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 当該ギブアップ取引に係る指定清算執行取引参加者である旨</li> <li>b 当該ギブアップ取引に係る注文執行取引参加者の社名</li> <li>c 当該ギブアップ取引の内容</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ギブアップに係る通知は、清算システムにより行う。</li> </ul>
(5) テイクアップに係る申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定清算執行取引参加者は、当社からギブアップに係る通知を受けた場合には、当該ギブアップ取引について、テイクアップを承諾する場合にはその旨を、又は、テイクアップを拒否する場合にはその旨を、それぞれ当該ギブアップ取引の成立した取引日の終了する日の午後 5 時 45 分までに当社に申告しなければならない。</li> <li>・ 当該日の申告時限までにテイクアップの諾否に係る申告がなかった場合に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テイクアップの諾否に係る申告は、清算システムにより行う。</li> <li>・ 当月限の売買約定のテイクアップ申告は、当月限納会日（現金決済先物取引にあっては取引最終日）の翌営業日の午後 4 時 45 分までに行うものとする。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考						
<p>(6) ギブアップの成立等</p> <p>4 清算・決済等</p> <p>5 ギブアップ訂正等</p>	<p>は、当該指定清算執行取引参加者が当該ギブアップ取引についてテイクアップを拒否したものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、指定清算執行取引参加者からテイクアップの諾否に係る申告を受けた場合には、その諾否を注文執行取引参加者に速やかに通知する。</li> <li>・ 当社が指定清算執行取引参加者からテイクアップを承諾する旨の申告を受けたときに、当該ギブアップは成立するものとする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算執行取引参加者がテイクアップを行ったギブアップ取引については、ギブアップが成立したときに当該清算執行取引参加者が委託者の委託に基づいて行った先物取引として、当社が指定する清算機関である日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）と清算参加者との間、清算参加者と非清算参加者（清算資格を有しない取引参加者をいう。）との間又は取引参加者と委託者との間の先物取引に係る清算・決済及び取引証拠金の預託を行う。</li> <li>・ 注文執行取引参加者又は清算執行取引参加者は、真にやむを得ない事由による過誤等により、清算執行取引参加者がテイクアップを行ったギブアップ内容に過誤があったとき又はギブアップを行うことができなかったときは、清算執行取引参加者又は注文執行取引参加者の承諾を得て、その日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日の午後5時30分まで、当社が定めるところにより、あらかじめ当社の承認を受け、ギブアップ訂正等（ギブアップの訂正又は当該承認を受けて行うギブアップをいう。以下同じ。）を行うこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テイクアップの諾否に係る通知は、清算システムにより行う。</li> <li>・ 先物取引に係る清算・決済及び取引証拠金の預託の方法等は、ギブアップによらないものと同様。</li> <li>・ 当月限納会日が到来した銘柄については、以下で定める時限以降、ギブアップ訂正等を行うことができない。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1541 1209 2051 1358"> <thead> <tr> <th>取引の種類</th> <th>対象日</th> <th>時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先物取引（現物先物取引）</td> <td>当月限納会日</td> <td>午後4時45分</td> </tr> </tbody> </table>	取引の種類	対象日	時限	先物取引（現物先物取引）	当月限納会日	午後4時45分
取引の種類	対象日	時限						
先物取引（現物先物取引）	当月限納会日	午後4時45分						

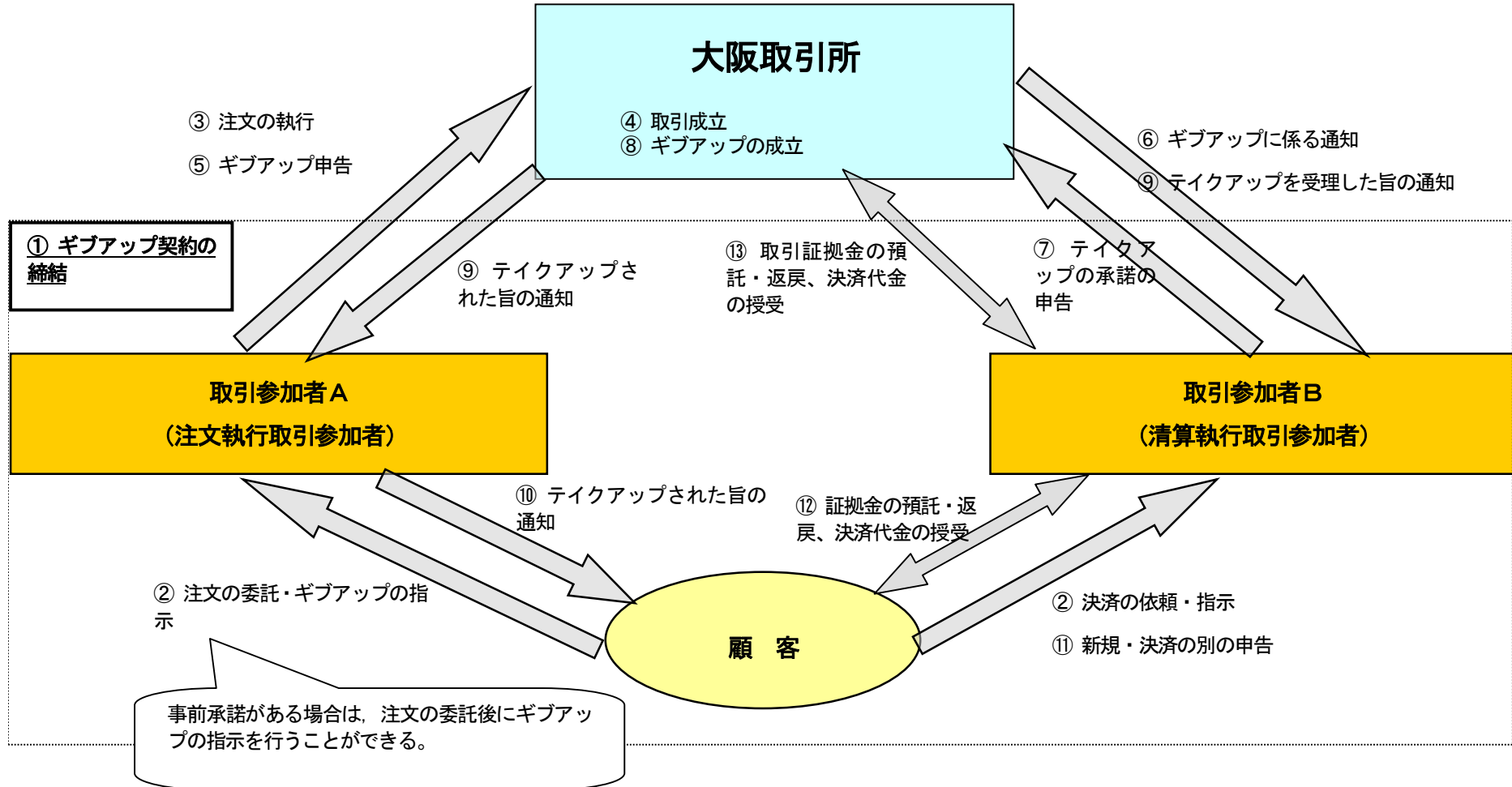
項 目	内 容	備 考											
<p>6 障害発生時の取扱い</p> <p>IV ギブアップに係る負担金及び手数料</p> <p>1 ギブアップに係る手数料</p>	<p>とができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、その日の申告時限までの間における注文執行取引参加者又は清算執行取引参加者によるギブアップ又はテイクアップの取消しは、清算執行取引参加者又は注文執行取引参加者の承諾があればよいものとする。</li> <li>清算システムの稼動に支障が生じた場合には、当社が必要であると認めるときを除き、ギブアップを行うことができないものとする。</li> <li>清算執行取引参加者が当社に納入するものとし、その額は、成立したギブアップの数量に次の金額を乗じた額とする。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="566 970 1415 1267"> <thead> <tr> <th data-bbox="566 970 1263 1023">取引対象</th> <th data-bbox="1263 970 1415 1023">料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="566 1023 1263 1118">エネルギー市場におけるガソリン、灯油、軽油、原油、東エリア日中ロード電力及び西エリア日中ロード電力</td> <td data-bbox="1263 1023 1415 1118">5 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1118 1263 1171">中京石油市場におけるガソリン及び灯油</td> <td data-bbox="1263 1118 1415 1171">2 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1171 1263 1267">エネルギー市場における電力のうち東エリア・ベースロード電力及び西エリア・ベースロード電力</td> <td data-bbox="1263 1171 1415 1267">15 円</td> </tr> </tbody> </table>	取引対象	料率	エネルギー市場におけるガソリン、灯油、軽油、原油、東エリア日中ロード電力及び西エリア日中ロード電力	5 円	中京石油市場におけるガソリン及び灯油	2 円	エネルギー市場における電力のうち東エリア・ベースロード電力及び西エリア・ベースロード電力	15 円	<table border="1" data-bbox="1541 240 2047 392"> <tr> <td data-bbox="1541 240 1733 392">先物取引（現金決済先物取引）</td> <td data-bbox="1733 240 1904 392">取引最終日の翌営業日</td> <td data-bbox="1904 240 2047 392">午後 4 時 45 分</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>ギブアップ訂正等に係る手続き等は清算システムにより行う。</li> <li>清算システムの障害発生時において、ギブアップの取扱いに関し取引参加者に通知する。</li> </ul>	先物取引（現金決済先物取引）	取引最終日の翌営業日	午後 4 時 45 分
取引対象	料率												
エネルギー市場におけるガソリン、灯油、軽油、原油、東エリア日中ロード電力及び西エリア日中ロード電力	5 円												
中京石油市場におけるガソリン及び灯油	2 円												
エネルギー市場における電力のうち東エリア・ベースロード電力及び西エリア・ベースロード電力	15 円												
先物取引（現金決済先物取引）	取引最終日の翌営業日	午後 4 時 45 分											

項 目	内 容	備 考
2 ギブアップが成立した際の参加者料金の納入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ギブアップが成立した取引に係る参加者料金の納入者は、以下のとおりとする。</li> <li>(1) 取引手数料     注文執行取引参加者</li> <li>(2) 清算手数料     清算執行取引参加者（清算執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者）</li> </ul>	
V その他		
1 投資部門別取引内容報告の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引参加者は、当社に提出する投資部門別取引内容報告について、清算執行取引参加者がテイクアップを行ったギブアップ取引を当該清算執行取引参加者に係るものとして報告するものとする。</li> </ul>	
2 売買高上位 10 社等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、清算執行取引参加者がテイクアップを行ったギブアップ取引について、注文執行取引参加者が行った取引として、売買高上位 10 社情報を公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、ギブアップ訂正等により公表済の統計情報の内容に差異が生じた場合においても、当該内容を変更しない。</li> </ul>

以 上

資料1

ギブアップのイメージ図



\* 顧客が、発注については取引参加者Aに委託し、決済については取引参加者Bとの間で行う場合のイメージ図

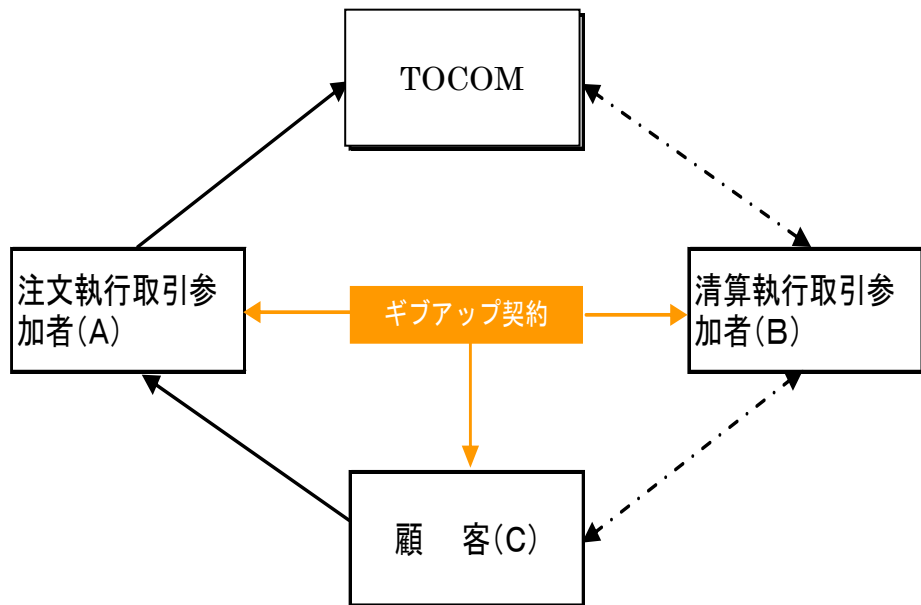
\* ⑬は、当社が指定する清算機関であるクリアリング機構と取引参加者Bとの間で行う。資料2において同じ。

\* ⑬は、当社が指定する清算機関であるクリアリング機構と取引参加者Bとの間で行う。資料2において同じ。



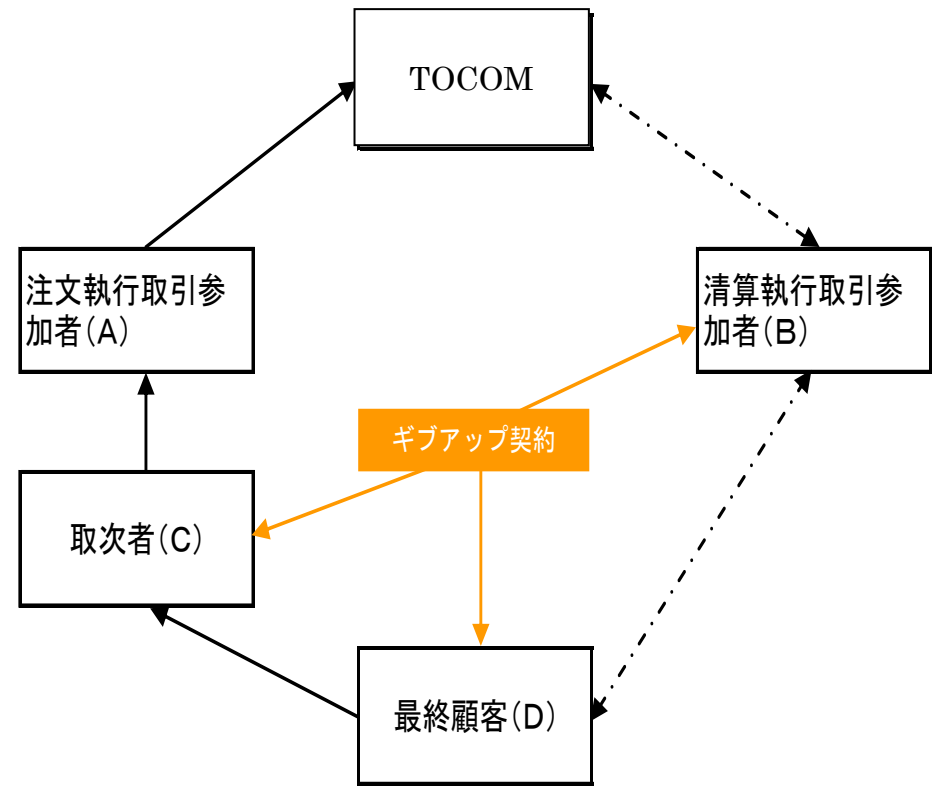
**資料2**

① 通常の場合(取次者が存在しない場合)



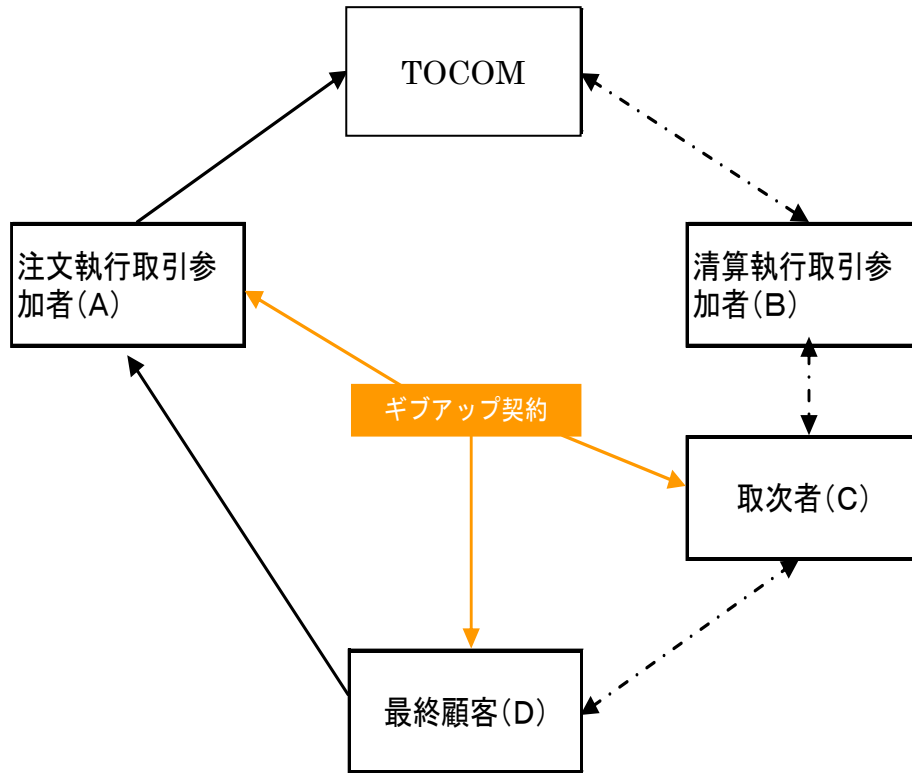
— 注文  
 --- 清算・決済  
 ※ 口座設定約諾書の差入れは、C-A、C-B間でそれぞれ必要

② ギブアップ取引の執行について、取次者が存在する場合



— 注文  
 --- 清算・決済  
 ※ 口座設定約諾書の差入れは、D-C、D-B、C-A間でそれぞれ必要

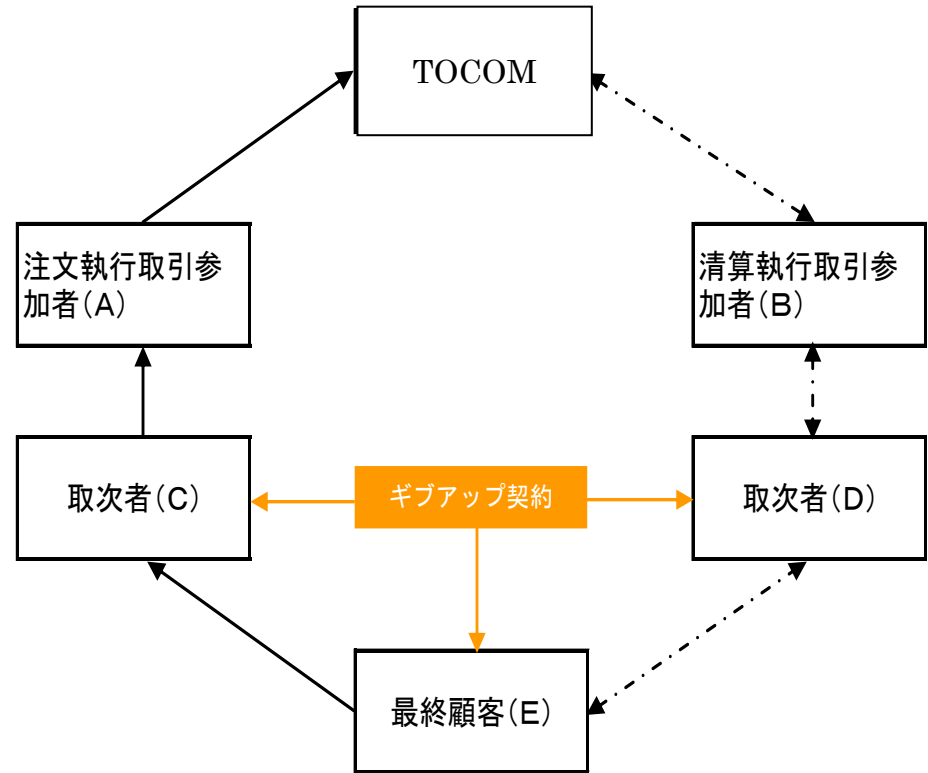
③ ギブアップ取引に係る決済の執行について、取次者が存在する場合



—注文  
 --- 清算・決済

※ 口座設定約諾書の差入れは、D-A, D-C, C-B間でそれぞれ必要

④ ギブアップ取引及びその決済双方の執行について、取次者が存在する場合



—注文  
 --- 清算・決済

※ 口座設定約諾書の差入れは、E-C, E-D, C-A, D-B間でそれぞれ必要